

平成19事業年度
業務実績報告書

独立行政法人 航空大学校

目 次

第1編 業務運営評価のための報告

I	はじめに	2
II	業務運営に関する報告	3
	1. 中期目標の期間	3
	2. 業務運営の効率化に関する事項	3
	3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	10
	4. 財務内容の改善に関する事項	24
	5. その他業務運営に関する重要事項	37

別添資料一覧（別冊）

■ 業務運営評価報告関係資料

資料番号 資料タイトル

- 1 - 1 F I H S（運航情報提供システム）の概要
- 1 - 2 職員の国等との人事交流
- 1 - 3 整備管理情報のオンライン化について

- 2 - 1 平成19年度教官定期審査等実績表
- 2 - 2 帯広フライト課程における新旧シラバスの比較
- 2 - 3 小型航空機の運航に関する研究
- 2 - 4 資質の高い学生の確保
- 2 - 5 総合安全推進方針及び平成19年度安全業務計画
- 2 - 6 国土交通省操縦職員の技量保持等の定期訓練
- 2 - 7 航空安全行政への技術支援
- 2 - 8 航空思想の普及・啓発のための行事

- 3 - 1 予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額

第 1 編

業務運営評価のための報告

I はじめに

この報告書は、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日、国土交通省独立行政法人評価委員会決定・平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人航空大学の平成19年度の事業運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的な数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、概ね次の形式で報告する。

《目標値が設定されている場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画における目標値 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 年度計画における目標値設定の考え方

② 実績値及び取組み

③ 実績値が目標値に達しない場合、その理由

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

《上記以外の場合》

中期目標 大項目－中項目－小項目「タイトル」

中期計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

年度計画 大項目－中項目－小項目「タイトル」

① 年度計画における目標設定の考え方

② 当該年度における取組み

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

II 業務運営に関する報告

1. 中期目標の期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に資するため、教育に係るコスト構造の明確化を図るとともに、教育の質の低下を招くことなく、以下の事項を達成すること。

(1) 組織運営の効率化

乗員養成に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、教育業務全般の精査・見直しを行い、以下の措置を講ずることにより、職員の削減を含めた組織のスリム化を図ること。

- ① 整備業務の更なる民間委託等を推進すること。
- ② 運航管理業務の民間委託等を推進すること。
- ③ 管理業務の精査・見直しを行い、効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた業務の見直しを図るものとし、以下の措置を活用した効率化を段階的に推進することにより、これらの業務に従事する常勤職員数を中期期間中に約10%程度削減する。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、整備管理業務の一部（年間整備計画の策定業務、法定検査業務、部品管理業務、仕様変更等による技術管理業務及び品質管理業務等）についても民間委託等を図る。
- ② 運航管理業務のうち飛行計画業務、運航情報業務、気象情報業務、対空通信業務、運航調整業務等の民間委託等を図る。
- ③ 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。

(年度計画における目標値)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化に関する年度計画

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について、以下のとおり見直しを行い、年度末までに常勤職員数を2名削減する。

また、平成18年度に導入したテレビ会議システムを活用し、3校間の連携強化を一層推進することにより、組織運営の効率化を図る。

- ① 整備業務の民間委託を継続するとともに、品質管理業務を中心に整備管理業務の一部の民間委託等を推進する。
- ② 民間委託等に向けて新たな航空交通情報処理中継システム（新CADINシステム）を導入し、運航情報提供業務等の効率化を図る。
- ③ 継続して内部事務の簡素化、集約化により、管理業務の効率化を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育業務、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務について下記により見直しを行うことにより、常勤職員数2名の削減を図ることとした。

- ① 整備事業者が航空法に基づく整備検査認定事業所であり、かつ長年にわたる航大機の整備実績を有していることから、品質管理業務の見直しを行い効率化を図る。
- ② 帯広分校に、非常勤職員として、運航管理業務の実施に必要な無線従事者免許の有資格者を採用する。
- ③ 事務管理部門において、事務の簡素化、集約化を図る。

② 実績値及び取組み

各業務について以下のとおり見直しを行い、18年度においては常勤職員数2名を削減した。

- ① 整備委託先の技術力、長年にわたる航大機の整備実績及びこれまでの品質監査結果を踏まえ、昨年度まで全数行っていた整備作業工程ごとの立会等をサンプリング方式に変更した。これにより、整備管理業務の効率化を図った。
- ② 運航情報提供システム（FIHS）の導入に加え、飛行場管制業務等の経験者で同業務の実施に必要な無線従事者免許の有資格者を非常勤職員として帯広分校に採用し、運用業務研修マニュアル等を有効活用することで研修期間を短縮し、運航情報提供業務、運航調整業務等に関する現場業務を担当させることにした。

【資料1-1参照】

- ③ 事務室のレイアウトを変更することにより、学生事務を担当している教務課(庁舎1階から2階へ移動)と教官(2階の実科・学科をオープンオフィス化)間の業務連携がさらに効率的かつ円滑に進むようにした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ① 整備検査認定事業所とは、航空法第20条に基づき整備及び検査の能力が国交省令で定める技術上の基準に適合するものとして認定されている事業所のことをいう。
- ② 航空大学校における運航管理業務の実施に必要な無線従事者免許の資格は、電波法上、航空特殊無線技士以上の資格が必要である。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用

乗員養成業務に必要な役職員を確保するとともに、本中期目標期間より非公務員型の独立行政法人へ移行することを踏まえ、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用

エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

(年度計画における目標値)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(2) 人材の活用に関する年度計画

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

① 年度計画における目標値設定の考え方

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、過去の人事交流実績により10%程度に設定した。

② 実績値及び取組み

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため職員(118名)の約20%にあたる22名について、国等との人事交流を行った。

【資料1-2参照】

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

※航空大学校の役職員数121名

(内 訳)

役員3名(理事長、監事2名)

教頭、分校長2名

管理部門職員58名(企画室、事務局長、総務課、会計課、教務課、整備課、運用課)

実科教官45名、学科教官12名

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化

これまで以上、より一層の合理化・適正化・質の向上に向けた取り組みを推進すること。

① 教育・訓練業務の効率化

教育・訓練業務の効率化を図るため、現行の養成期間（2年間）を維持しつつ、学科教育科目及び教育時間の再編を行うとともに、実技教育の充実を行うことにより、教育・訓練の効率化及び適正化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化

① 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の735時間から約510時間程度に、多発・計器課程については現行の205時間から約150時間程度にそれぞれ短縮するとともに、宮崎学科課程の養成期間を現行の6ヶ月から4ヶ月に短縮する。

ロ 実科教育においては、多発・計器課程における実機による操縦演習を現行の65時間から約70時間程度に充実させるとともに、同課程の養成期間を現行の6ヶ月から8ヶ月に延長する。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(3) 業務運営の効率化に関する年度計画

① 教育・訓練業務の効率化

イ. 新シラバスにより学科教育を進めるとともに、宮崎学科課程を短縮した影響等について検証を行う。

ロ. 多発・計器課程における操縦演習の充実及び養成期間の延長に対応した新シラバスを平成20年1月から開始する。

① 年度計画における目標設定の考え方

- ・ 中期計画に基づく、宮崎学科課程の短縮に伴う影響を検証を行うことで今後の学科課程の充実を図る。
- ・ 新シラバスを開始することにより多発・計器課程における操縦演習の充実を図る。

② 当該年度における取組み

- ・ 宮崎学科課程を短縮した影響等について検証を行うため、学生に対しアンケート

調査を実施した。調査結果に基づき学科短縮の影響を検証した結果、航空気象の運航に直接関わる分野については、より実践的な教育を図るべく再度教育シラバスの改訂を行い20年3月から宮崎学科課程の教育に反映した。あわせて、短縮された宮崎学科課程に沿うよう、帯広フライト課程と宮崎フライト課程における学生訓練実施要領を改訂した。

- ・多発・計器課程における操縦演習の充実及び養成期間の延長に対応した新シラバスを平成20年1月から開始した。

(中期目標)

2. 業務運営の効率化に関する事項

(3) -② 教育支援業務の効率化

運用業務及び整備業務の場におけるITの活用を一層推進することにより、教育支援業務の効率化を図ること。

(中期計画)

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) -② 教育支援業務の効率化

イ. 運用業務の効率化

国土交通省の運用する新CADINシステムを計画的に導入し、有効活用することにより運航管理業務の効率化を図る。

ロ. 整備業務の効率化

大学校と訓練機の整備委託先等との間をオンライン化し、整備管理情報等の共有化を推進することにより、整備業務の効率化を図る。

(年度計画)

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(3) -② 教育支援業務の効率化

イ. 教育支援業務(運航管理業務)の効率化を図るため、国土交通省の運用する新CADINシステムを導入・活用する。

ロ. 教育支援業務(整備管理業務)の効率化を図るため、訓練機の整備委託先等との情報オンライン化に向けた計画を策定する。

① 年度計画における目標設定の考え方

- ・国土交通省の整備する新CADINシステムを導入することにより、「システム障害の迅速な対応」「通信回線維持コストの縮減」「通信速度の高速化」による運航管理業務の効率化を図る。
- ・整備管理業務の効率化を図るため、訓練機の整備委託先等との情報オンライン化に向けた計画を策定し、ハードウェアの整備を図る。

② 当該年度における取組み

- ・ F I H S 導入に係る 1 9 年度整備計画を次のとおり策定し、本校及び各分校の機器設置工事を行い、平成 2 0 年 2 月 2 7 日 CADIN システムから FIHS へのシステム移行を完了し、CADIN 端末の撤去工事を実施した。

【資料 1 - 1 参照】

F I H S (運航情報提供システム) 導入に伴う整備

項 目	1 9 年				2 0 年		
	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
機器設置及び調整		—————					
並行運用				—————			
FIHS 正式運用開始						—————▶	
CADIN 端末撤去工事							—————

- ・ 訓練機の整備委託先等との情報オンライン化に係わる計画を策定し、無線 LAN 等を含むハードウェアの整備を実施した。

【資料 1 - 3 参照】

(中期目標)

2 - (3) 業務運営の効率化

③ 一般管理費の縮減

一般管理費 (人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。) の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額 (初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。) を 6 % 程度抑制すること。

(中期計画)

1 - (3)

③ 一般管理費の縮減

業務の効率化等により一般管理費 (人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。) について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額 (初年度の当該経費相当分に 5 を乗じた額。) を 6 % 程度抑制する。

(年度計画における目標値)

1 - (3) 業務運営の効率化に関する年度計画

③ 一般管理費の縮減

一般管理費 (人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊

要因により増減する経費を除く。)について、前年度予算の当該経費相当分から3%程度抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる一般管理費総額(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた初年度の一般管理費に5を乗じた額。)を6%程度抑制するため、一般管理費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける一般管理費の効率化係数と同等の3%を設定した。

② 実績値及び取組み

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期計画期間内の予算(18及び19年度)で執行した。

(中期目標)

2-(3) 業務運営の効率化

④ 業務経費の削減

業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)の縮減に努め、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制すること。

(中期計画)

1-(3)

④ 業務経費の削減

業務の効率化等により業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。

(年度計画における目標値)

1-(3) 業務運営の効率化に関する年度計画

④ 業務経費の削減

業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、前年度予算の当該経費相当分から1%程度抑制する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期目標及び中期計画期間中に見込まれる業務経費総額(人件費、公租公課等の所要

額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除いた、初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制するため、業務経費の節約努力目標値を中期計画予算設定ルールにおける業務経費の効率化係数と同等の1%を設定した。

④ 実績値及び取組み

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期計画期間内の予算（18及び19年度）で執行した。

（中期目標）

2－（3）業務運営の効率化

⑤ 教育コストの分析・評価

適切な教育コストの把握・抑制に資するため、コスト構造の明確化を図ること。

（中期計画）

1－（3）

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。

（年度計画）

1－（3）業務運営の効率化に関する年度計画

⑤ 教育コストの分析・評価

教育コストを抑制するため、教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

教育コストを各業務毎に細分化し、航空大学校におけるコスト構造を明確にする。

② 当該年度における取組み

18年度は、「教育業務経費」、「教育支援業務経費」及び「附帯業務経費」の分類を全校単位で実施したところであるが、19年度からは、さらに詳細な分析ができるよう、各校ごとに分けて整理した。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

大学校が航空輸送における基幹的要員となる操縦者を継続的に養成することが、我が国における安定的な航空輸送の確保に資することに鑑み、以下の施策を実施することにより教育の質の向上を図ること。

- ① エアラインパイロットに要求される知識、技能等を適確に把握するとともに、教育内容及び教育体制等を充実すること。また、乗員養成における教育技法等の向上及び標準化を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。

(年度計画における目標値)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ① ・航空会社との意見交換会を年1回以上実施し、エアラインパイロットに求められる知識・技能を把握する。
 - ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。
 - ・コーチング研修、各種セミナー及び学会主催研修会等に参加することにより教官研修の充実を図る。
 - ・操縦教官の技能審査を各人1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

航空輸送の基幹操縦要員を安定して養成する目的から、基礎教育課程として学生に付与すべき教授内容を明らかにするため、次の方策を目標として設定する。

- ・エアラインパイロットに求められる知識・技能の最新の状況を把握するため、航空会社との意見交換会を年1回以上実施する。
- ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘し情報の共有を図る。
- ・教官研修の充実のため、年一回以上、コーチング研修、各種セミナー等に参加させる。
- ・教育技法の向上と標準化のため、操縦教官の技能審査を各人年1回実施する。

② 実績値及び取組み

- ・本校および分校において現役エアラインパイロットとの意見交換会を行い、エアラインパイロットに必要な知識・技能の把握に努めた（宮崎本校及び仙台分校 19年4月、帯広分校 19年6月）。
- ・エアラインパイロット経験者が仙台分校に実科教官として在籍しており、エアラインにおける実運航経験に基づく知見を教官及び学生に教授した。
- ・全教官が学生の評価手法等に係るコーチング研修に参加した（19年12月）。また、CRM

(Crew Resource Management)特別講義や各種研究会、航空安全セミナー等の何れかに教官が参加した。

- ・全操縦教官に対して毎年1回の定期的な技能審査を実施した。

【資料2-1参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ② 操縦技量の一層の平準化を図るため、操縦演習における追加教育制度の更なる充実を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ② 操縦技量進度の遅れた学生に対して実施する追加教育の上限時間数を、現行の事業用課程及び多発・計器課程で各10時間から、それぞれ教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大する。

また、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検討を行い、教育に反映する。

(年度計画における目標)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ② 追加教育の上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大し、その効果について引き続き検証を進めるとともに、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検証を行うため、学内に教育課題検討会を設置する。

① 年度計画における目標設定の考え方

操縦教育を行う際に進度が遅れた学生に対して実施する追加教育をさらに合理的なものとするため上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大するとともに、事後の教育の質の向上に還元させるため、その効果について検証を進める。

② 当該年度における取組み

53回I期生より適用している上限時間数を拡大した追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等を検証するための検討会を、テレビ会議システムを活用して開催した。

【資料2-2参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ③ 乗員養成に係る教育手法及び評価法に関する調査・研究、国内外の諸施設の実態調査並びに国際基準の調査・研究等を実施し、その成果を教育・訓練に反映させること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。
- イ 航空機の運航に関する基礎的研究
 - ロ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究
 - ハ 国内外の主要な乗員養成機関等を対象に操縦士養成に関する実態調査・研究
 - ニ 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際民間航空機関（ICAO）等の国際基準に関する調査・研究
 - ホ ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究

(年度計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させる。
- イ. 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を継続して進める。
 - ロ. 新シラバスによる教育の検証を継続しつつ、標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。
 - ハ. 国内外の乗員養成関連機関に教官を中心とした調査チームを派遣し、乗員養成の実態調査を継続して行う。
 - ニ. 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準について、MPL（マルチ・クルー・パイロット・ライセンス）制度導入に関連した調査研究を継続して進める。
 - ホ. 航空大学の過去の事例等を活用し、操縦士に係るヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究を進める。

① 年度計画における目標設定の考え方

中期計画に掲げられている「成果の活用・普及」に積極的に取り組むと共に、第1期中期計画期間からの継続研究についてもその進展を図ることとした。

③ 当該年度における取組み

教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させた。

イ 継続研究としてDGPSによる小型航空機位置測定の研究をおこない、結果を最終報告の形に取りまとめた。また、昨年度に引き続き航空機騒音に関する基礎研究について、実際に騒音データを計測することによりシステムの検証を進めた。新規研究として訓練機の基礎特性に係る情報集積システムの研究に着手した。

【資料2-3参照】

ロ 新シラバスによる教育に係る標準的な教育技法の定着を図るため、単発事業用課程の教育規程及び学生訓練実施要領の見直しを行った。

ハ 以下に掲げる乗員養成機関に対して実態調査を実施した。

IFTA（国際飛行訓練所）（米）

JAL訓練所及びレイオン社（米）

ルフトハンザ航空訓練センター（独）

ニ MPL制度の調査については、宮崎本校において専門家による検討会が開催され、本校教官も参加し理解を深めた（19年6月）。また、同制度の導入が進んでいると言われているルフトハンザ航空での調査を実施した（20年1月）。

ホ ヒューマンファクターに関するデータについては、各校安全委員会が窓口となり、継続的に収集を行っているところである。また、いわゆる「ヒヤリハット」事例を自発的に報告させることを目的とした安全管理規程の改訂（19年12月）を行い、ヒューマンファクターに関する事例を数多く収集する環境を整備した。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（1）教育の質の向上

④ 教育機材及び教育施設等の充実を図ること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

（1）教育の質の向上

④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等を計画的に整備し、効率的かつ効果的な自主学習環境を充実させる。

（年度計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 教育の質の向上に関する年度計画

- ④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等の整備を推進するとともに、CBT(コンピューター・ベースド・トレーナー)をはじめとする自主学習教材の充実を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

自主学習教材の充実を図るため CBT教材の整備を進める。また、コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等の整備を推進する。

② 当該年度における取組み

- ・自主学習教材として、CBT及びEMS(教育管理システム)で閲覧可能な「飛行方式設定基準」に関する教材を作成した。
- ・「航空英語」については教材の30%程度をCBT教材化した。
- ・学生訓練実施要領を見直し印刷製本した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 安定的な航空輸送を確保するため、年間の養成学生数を72名(ただし、平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。また、資質の高い学生を確保するため、効果的かつ効率的な広報活動により受験者数の拡大に努めるとともに、航空会社等と情報交換しつつ入学試験制度の検証・評価についても継続的に実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(1) 教育の質の向上

- ⑤ 大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名(ただし、カリキュラム移行期にあたる平成18年度入学の養成学生数は54名)とする。
資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験(学力試験、適性試験等)の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

(年度計画における目標値)

- ⑤ 年間の養成学生数を72名とする。
資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等の媒体を活用した広報活動を展

開するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を継続する。

また、航空会社の採用担当者等と情報交換を行いつつ、入学試験の内容及び実施方法等を継続的に検証する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ・前年度のカリキュラム移行期が終了したため、中期目標・中期計画に基づき年間養成学生数は72名とする。
- ・電子媒体を利用した広報活動を更に充実させるため、電子パンフレットの導入を検討する。
- ・総合適性試験を含む入学試験方法の有効性について検証を継続し、更なる資質の高い学生の確保に努める。

② 実績値及び取組み

- ・年間養成数72名を確保した。
- ・資質の高い学生を確保するため、全国の大学等への募集用ポスター等の掲示やメディア等への募集情報の広報依頼等による広報活動を継続し、加えて、19年度から新たにホームページ上から「学校案内」を閲覧出来るように電子パンフレットを導入した。この結果、19年度受験者数653名を確保した。また、18年度からホームページによる募集要項等の請求が可能となったことにより19年度の募集要項等の請求件数は前年度と比較し約1.5倍に増加した。

【資料2-4参照】

- ・航空会社の採用担当者と入社要件等について意見交換を行った結果、日常の健康管理の重要性を踏まえた健康管理の徹底について学生へ周知した。
- ・17年度から導入した総合適性試験（筆記による操縦士適性試験）の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について検証を進めた。

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・養成人員72名を確保するために、19年度は、補欠対象者数を16名とした。
※補欠合格者は最終試験において合格基準に達している者である。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空技術安全行政の重要な課題であり、大学校においても以下の事項を行うことにより安全運航の確保を図ること。

- ① 安全最優先の意識を徹底するとともに、組織内の適切な意思の疎通及び必要な安全対策を実施するための方法を拡充すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項を達成す

るためにとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で総合安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。

(年度計画)

- ① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題とし、総合安全推進方針に基づき平成19年度安全業務計画を作成し、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進する。

また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

航空大学校は28機の訓練機を運航する機関であることから、安全運航の確保は全てにおいて最優先しなければならない。当校ではこのような考え方に基づき、毎年、安全業務計画を作成し、それに従って安全対策を講じている。また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。

② 実績値及び取組み

- ・総合安全推進方針及び19年度安全業務計画を作成(19年4月)し、これらに基づき、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進した。
- ・訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練については、本校(19年7月及び10月)、帯広分校(19年7月)及び仙台分校(19年10月)において実施した。さらに、本校においては、訓練機の事故等が発生した場合に、スムーズな情報収集及び適切な対応策が講じられるよう、常設の「危機管理室」の整備を開始した。

【資料2-5参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ② 訓練機の運航に直接関係する部門(整備委託先等を含む)に対する安全監査を定期的実施すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育等の充実

- ② 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

(年度計画における目標値)

- ② 総合安全推進会議の策定した安全監査プログラムに基づき、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。

また、総合安全推進会議は、各校における安全業務計画の進捗状況について半期毎に把握・評価を行う。

① 年度計画における目標値設定の考え方

- ・ 航空大学校の安全運航を確実なものとするため、全校において、年1回の定期的な安全監査を実施する。
- ・ 総合安全推進会議が各校の安全業務計画の進捗状況を一元的に把握・評価することにより、効率的かつ効果的な安全管理を行う。

② 実績値及び取組み

- ・ 総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、各校に対する安全監査を実施した(帯広分校：19年10月、仙台分校：19年11月、宮崎本校：20年2月)。
- ・ 同会議は、半期毎に各校安全委員会から安全業務計画の進捗状況等について報告を受けその評価を行った。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ③ 学生に対する安全教育の充実のため、安全教育を訓練初期から実施し、遵法精神を含む安全意識を定着させるとともに、訓練機システムの理解を深め、操作手順との整合性を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(2) 航空安全に係る教育の充実

- ③ 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。

(年度計画における目標値)

- ③ 飛行訓練移行前から計画的に学生に対する安全教育（宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間）を実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え

学生訓練の初期段階から、過去の航空事故事例の紹介等による安全教育を実施し、遵法精神の定着やヒューマンエラーに関する理解などを深める。

② 実績値及び取組み

学生に対する安全教育を飛行訓練移行前から計画的に実施した（宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間）。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（2）航空安全に係る教育の充実

- ④ 役職員の安全意識の向上を図るために外部講師等による安全教育を実施すること。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討、安全情報の周知・徹底等を図るための活動を推進すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

（2）航空安全に係る教育の充実

- ④ 学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。

（年度計画における目標値）

- ④ 組織全体の安全意識の向上を図るため、外部講師による役職員への安全教育を年1回実施する。また、各校において安全委員会を月1回開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討及び安全情報の周知・徹底等を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え

外部講師による安全教育を受けることにより、航空大学校の安全意識を広い視野に立ってブラッシュアップする。

② 実績値及び取組み

- ・外部講師を招聘し、役職員及び学生への安全教育を実施した（19年9月）。
- ・テレビ会議システムを用い、3校合同で外部講師（航空・鉄道事故調査官）による安全教育を実施した（20年1月及び2月）。
- ・JAL及びANAが行う安全研修及び意見交換会に、役員及び実科教官が参加した（20年1月）。
- ・各校安全委員会を毎月1回開催し、不具合対策や安全意識の向上について、検討した。さらに、重大事案の発生に際しては、臨時に総合安全推進会議を開催し、各校の安全委員会に対して学生及び教職員等への安全情報の周知・徹底等を図るよう安全指示を行った。

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 大学校の保有する教育機材及び教育施設等を活用し、国の操縦職員等に対する訓練を実施すること。

（中期計画）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。

（年度計画）

- ① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

国土交通省の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練について要請のある場合は積極的に受け入れ実施する。

② 当該年度における取組み

航空従事者試験官に対して、技量保持訓練を宮崎及び帯広で、操縦教育証明取得訓練を帯広で実施した。 **【資料2-6参照】**

（中期目標）

3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

（3）航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究機能を充実すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実

- ② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制／基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。

(年度計画)

- ② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図るため、国土交通省／航空大学校連絡会議を定期的で開催し、連携強化に努める。

① 年度計画における目標設定の考え方

航空大学校が進める「航空技術安全行政への支援」を適切に実施するため、ニーズに即した調査・研究を推進するとともに、国土交通省の関係部署との連携を強化する。

② 当該年度における取組み

- ・航空局幹部との連絡会を各校において開催した(本校20年1月、帯広及び仙台20年2月)。
- ・航空局の主催する各種検討会(技能証明学科試験問題検討会、MPL検討委員会、自家用操縦士定期訓練検討会)に教官を派遣し、航大の有する知見を行政にフィードバックした。
- ・小型航空機セーフティセミナー(20年2月)及び超軽量機に係る安全講習(20年3月)に教官を講師として派遣した。

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 成果の活用・普及

- ① 大学校がこれまで培ってきた乗員養成におけるノウハウ等を積極的に外部へ提供・指導することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 成果の活用・普及

- ① 乗員養成に係る標準的な教育教材や教育・訓練シラバスの提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策等の安全管理手法の指導等を通じ、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

(年度計画)

- ① 乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。

② 当該年度における取組み

民間操縦士養成機関連絡会議を主催し(19年12月)、当校の乗員養成に係るノウハウ等を積極的に提供するとともに、操縦士養成各機関における情報の共有化を図った。また、操縦士養成課程を設置する旨公表した大学(桜美林大学(19年7月)、法政大学(19年8月)、静岡理工科大学(20年1月))及び航空機使用事業者に対しては、技術的な支援を行った。

【資料2-7参照】

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 成果の活用・普及

- ② 航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして、航空思想の普及・啓発のための行事を開催すること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 成果の活用・普及

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する

(年度計画における目標値)

- ② 従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るため市民航空講座を年間2回程度実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

従来から「空の日」の行事は、宮崎本校、帯広・仙台両分校とも恒例の行事として浸透しており地元からも期待が寄せられている。また、「航空教室」と「市民航空講座」を積極的に行うことにより地域住民への航空思想の普及と航空大学校のより一層のPR活動を行うため、19年度も「空の日」1回、「航空教室」4回程度、「市民航空講座」を2回程度とした。

② 実績値及び取組み

年度計画に基づき、以下のとおり実施した。

	空の日	航空教室	市民航空講座
宮崎本校	1回実施	5回実施	2回実施
帯広分校	1回実施	6回実施	2回実施
仙台分校	1回実施	8回実施	3回実施

【資料2-8参照】

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

上記活動以外にも航空大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う航空従事者の確保に向けた取り組みとして下記の活動を平素より実施している。

- ・ホームページの活用による航空大学校紹介活動
- ・航空思想普及のための施設見学
- ・航空大学校のPRとなるマスコミ等への情報の提供

(中期目標)

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 企画調整機能の拡充

事業運営における一層の効率化を推進するとともに、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空技術安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、企画調整機能の拡充を図ること。

(中期計画)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 企画調整機能の拡充

一層の効率化の推進、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、事業・安全確保・調査研究に関する企画調整機能及びそのための体制の強化を図る。

(年度計画)

(5) 企画調整機能の拡充に関する年度計画

事業運営の一層の効率化、業務の質の向上等を図るため、企画室及び事務局が中心となって予算執行管理会議を設置し、事業運営等に係る企画調整機能の拡充を図る。

① 年度計画における目標設定の考え方

事業運営の一層の効率化、業務の質の向上等を図るため、昨年度から設置した予算執行管理会議を継続的に活用し、事業運営等に係る企画調整機能を更に充実させる。

② 当該年度における取組み

事業運営の一層の効率化及び業務の質の向上等を図るため、予算執行管理会議を随時開催し、更に事業運営及び予算の管理を強化した。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充當して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算 別紙1のとおり
- (2) 収支計画 別紙2のとおり
- (3) 資金計画 別紙3のとおり

(年度計画における目標値)

- (1) 予算 別紙1のとおり
- (2) 収支計画 別紙2のとおり
- (3) 資金計画 別紙3のとおり

① 年度計画における目標値設定の考え方

予算計画については、運営費交付金の算定ルールに従い算定した。

② 実績値及び取組み

別紙1～3のとおり

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

収入については、年度計画額を達成できた。

また、支出においては、操縦士養成のための学生の教育という目的を損なうことなく効率的な使用に努めたところではあるが、長期に渡る燃料高騰に加え、フライト実績が増加したことによる運航経費の大幅な増加並びに管理業務の効率化を目的とした事務室レイアウトの変更及び不測の事態に対応した危機管理室の整備を実施した結果、19年度予算内での執行はできなかったが、18年度の運営費交付金債務残高を収益化し対応した。

なお、予算、収支計画及び資金計画の年度計画に対する取組み状況は、別紙1～3のとおりであり、年度計画額に対する実績額の差額（増減）については、下記資料のとおりである。

<予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額> 【資料3-1 参照】

また、平成19年度の契約状況については以下のとおり

	契約件数	契約額	落札率	件数シェア	金額シェア
①一般競争契約	50件	1,287,351千円	92.66%	62.5%	86.72%
②指名競争契約	6件	86,072千円	87.75%	7.5%	5.80%
③随意契約	24件	110,971千円	99.14%	30.0%	7.48%
契約合計	80件	1,484,394千円	93.76%	—	—

※本契約状況は、会計法第33条、予算令第99条のいわゆる少額随契は含まない。また、不落随契については、当初の契約方式に含む。

なお、落札率には、長期継続契約等予定価格を設定していない契約は含まない。

19年度契約については、国における取り組みなどを踏まえ一般競争入札範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等、順次見直しを実施した。

監事による会計監査が適切に実施され、入札・契約の適正な実施について、規程に基づき適切に実施されており、今後も引き続き、国の動向を踏まえ公共調達の実施の適正化を図ることとしている。

予算（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	2,855	2,855	0
施設整備費補助金	102	101	▲1
業務収入	118	130	12
計	3,075	3,086	11
支 出			
業務経費	1,233	1,312	79
教育経費	1,233	1,312	79
人件費	1,457	1,446	▲11
施設整備費	102	101	▲1
一般管理費	283	309	26
計	3,075	3,168	93

【人件費の見積り】

年度中総額1,025百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	2,735	2,735	0
施設整備費補助金	102	101	▲1
業務収入	118	130	12
計	2,955	2,966	11
支 出			
業務経費	1,233	1,312	79
教育経費	1,233	1,312	79
人件費	1,385	1,383	▲2
施設整備費	102	101	▲1
一般管理費	235	246	11
計	2,955	3,042	87

【人件費の見積り】

年度中総額961百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

予算（空港整備勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
収 入			
運営費交付金	120	120	0
施設整備費補助金	0	0	0
業務収入	0	0	0
計	120	120	0
支 出			
業務経費	0	0	0
教育経費	0	0	0
人件費	72	63	▲9
施設整備費	0	0	0
一般管理費	48	63	15
計	120	126	6

【人件費の見積り】

年度中総額64百万円を支出する。

但し、総人件費改革における削減対象としている人件費の範囲《法人の常勤役員及び常勤職員に対し、各年度中に支給した報酬、賞与、その他の手当の合計額のうち、退職金、福利厚生費、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた額》

収支計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	3,099	3,079	▲20
經常費用	3,099	3,078	▲21
一般管理費	385	286	▲99
減価償却費	24	25	1
教育経費	1,233	1,321	88
人件費	1,457	1,446	▲11
財務費用	0	1	1
臨時損失	0	0	0
収益の部	3,099	3,079	▲20
運営費交付金収益	2,855	2,891	36
施設費収益	102	9	▲93
手数料収益	0	—	—
業務収益	118	129	11
資産見返運営費交付金戻入	23	46	23
資産見返物品受贈額戻入	1	3	2
雑益	0	1	1
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	—	—
総利益	0	0	0

【注 記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	2,976	2,971	▲5
経常費用	2,976	2,970	▲6
一般管理費	337	244	▲93
減価償却費	21	22	1
教育経費	1,233	1,321	88
人件費	1,385	1,383	▲2
財務費用	0	1	1
臨時損失	0	0	0
収益の部	2,976	2,971	▲5
運営費交付金収益	2,735	2,786	51
施設費収益	102	9	▲93
手数料収益	0	—	—
業務収益	118	129	11
資産見返運営費交付金戻入	20	43	23
資産見返物品受贈額戻入	1	3	2
雑益	0	1	1
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	—	—
総利益	0	0	0

【注 記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画（空港整備勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
費用の部	123	108	▲15
經常費用	123	108	▲15
一般管理費	48	42	▲6
減価償却費	3	3	0
教育経費	0	0	0
人件費	72	63	▲9
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	0	0
収益の部	123	108	▲15
運営費交付金収益	120	105	▲15
施設費収益	0	0	0
手数料収益	0	—	—
業務収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	3	3	0
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
雑益	0	0	0
臨時利益	0	0	0
純利益	0	0	0
目的積立金取崩額	0	—	—
総利益	0	0	0

【注 記】

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程（国家公務員退職手当法に準拠）に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

資金計画（総計）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	3,075	2,995	▲80
業務活動による支出	2,973	2,937	▲36
投資活動による支出	102	45	▲57
財務活動による支出	0	13	13
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	3,075	3,091	16
業務活動による収入	2,973	2,981	8
運営費交付金による収入	2,855	2,855	0
業務収入	118	126	8
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	102	110	8
施設整備費補助金による収入	102	107	5
その他の収入	0	3	3
財務活動による収入	0	0	0

資金計画（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	2,955	2,889	▲66
業務活動による支出	2,853	2,841	▲12
投資活動による支出	102	35	▲67
財務活動による支出	0	13	13
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	2,955	2,971	16
業務活動による収入	2,853	2,861	8
運営費交付金による収入	2,735	2,735	0
業務収入	118	126	8
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	102	110	8
施設整備費補助金による収入	102	107	5
その他の収入	0	3	3
財務活動による収入	0	0	0

資金計画（空港整備勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額	実 績 額	差 額
資金支出	120	106	▲14
業務活動による支出	120	96	▲24
投資活動による支出	0	10	10
財務活動による支出	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0
資金収入	120	120	0
業務活動による収入	120	120	0
運営費交付金による収入	120	120	0
業務収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
投資活動による収入	0	0	0
施設整備費補助金による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。(ただし、一般勘定480百万円、空港整備勘定20百万円とする。)

(年度計画における目標値)

短期借入金の限度額500百万円

① 年度計画における目標値設定の考え方

予見し難い事故等に対応するため、短期借入金の限度額500百万円とした。

② 実績値及び取組み

19年度は短期借入を行わなかった。

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

5. 重要な財産処分等に関する計画

(年度計画における目標値)

計画なし

① 年度計画における目標値設定の考え方

該当なし

② 実績値及び取組み

該当なし

(中期目標)

4. 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

6. 剰余金の使途

・空港整備事業に係る剰余金の使途

運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

・空港整備事業以外の事業に係る剰余金の使途

入学希望者数の増加策に要する費用

養成の向上に資する調査・研究の実施

効果的な養成を行うための教育機材の購入

(年度計画における目標値)

計画なし

① 年度計画における目標値設定の考え方

該当なし

② 実績値及び取組み

該当なし

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。

(中期計画)

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(年度計画)

5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

仙台分校 : 学生寮増築工事
庁舎等耐震調査

① 年度計画における目標設定の考え方

仙台分校

・学生寮増築工事

新シラバスの実施による仙台分校における在寮学生数の増加に対応するため、学生寮を増築する必要性が生じたため。

・庁舎等耐震調査

庁舎等の老朽化による地震発生時の耐震性を現行建築基準法に基づいて調査する必要があるため。

② 当該年度における取組み

仙台分校 :

・学生寮増築工事

当該工事の完成により、平成20年度からの在寮学生数増加に対応できることとなった。

・庁舎等耐震調査

当該調査により耐震工事実施箇所を特定した。

(中期目標)

5. その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

業務の見直し及び民間委託等を活用した効率化と共に「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた取り組みを推進し、職員数の削減に努めること。

(中期計画)

7-(2) 人事に関する計画

① 方針

一層の業務運営の効率化及び適正化を図るとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえつつ、適切かつ計画的な人員配置に努める。

② 人件費削減の取り組み

- イ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、常勤職員の約10%程度を削減する。(別紙5のとおり)
- ロ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(年度計画における目標値)

① 方針

業務運営の効率化・適正化、民間委託の推進等により、適切かつ計画的な人員配置に努める。

② 人件費削減の取り組み

- イ. 中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、平成19年度においては2名削減する。
- ロ. 国家公務員の給与構造改革を踏まえて役職員の給与について必要な見直しを進める。

① 年度計画における目標値設定の考え方

「行政改革の重要方針」(17年12月24日閣議決定)を踏まえ、第2期中期期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、初年度に常勤職員数2名を削減、さらに国家公務員の給与構造改革を踏まえ給与水準の見直しを実施する。

② 実績値及び取り組み

- ・ 中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、教育支援業務(運用業務、整備業務)及び管理業務運営の効率化等により19年度においては常勤職員数2名を削減し、適切かつ計画的な人員配置を図った。
- ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めた。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)

対国家公務員指数(行政職(一)) 104.0

(参考)	地域勘案	111.2
	学歴勘案	103.9
	地域・学歴勘案	111.0

対他法人(事務・技術職員) 96.2

注) 1. 本調査の対象である事務・技術職員は22名

2. 国家公務員指数は、当校の年齢別人員構成をウエイトに用い、当校の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、当校が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出されている。

当校は、平成13年4月に国土交通省の附属機関から独立行政法人に移行した組織であり、その給与規程は、俸給、各種手当、昇給・昇格基準その他運用等で「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっている。

対国家公務員指数は、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける約16.7万人と当校の調査対象職員の平均給与との比較を行うものであるが、当校の調査対象職員は22名と少なく、そのすべてが国との交流職員である。

更に教育現場が地方(宮崎本校、帯広分校、仙台分校の3校体制)にあり、一方では交流先の大半が都市部(関東圏、近畿圏)に所在していること、また、中堅(課長代理)以上の職員については単身者も多いことから、このような職員についても国に準じて必要な手当を支給しているため、対国家公務員指数は人事異動の態様等により変動が生じる状況にある。

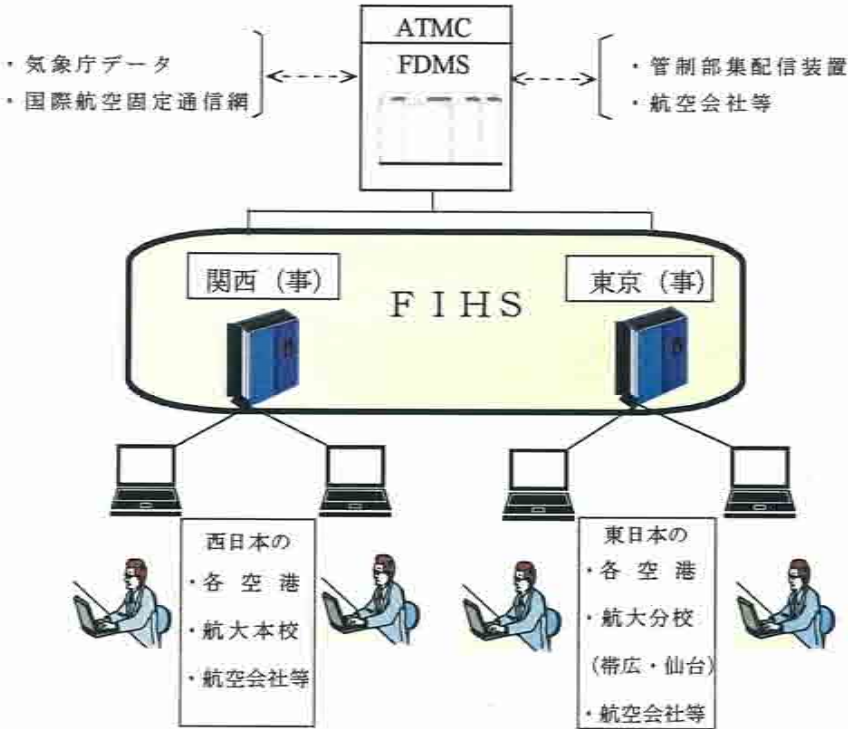
平成22年度に見込まれる当校の給与水準については前述のような状況から結果的に国に比べ高い指数となっているが、国との人事交流の機会等において、人選の配慮を求めるなどの努力をして参りたい。

F I H S (運航情報提供システム) の概要

F I H Sとは、航空局において平成19年度に整備されたシステムであり、これまでの5空港(新千歳、東京、関西、福岡、那覇)で運用されていたシステムを2空港(東京、関西)に集約し、

- 1・システム障害時の迅速な対応
- 2・通信回線費用の維持コストの縮減
- 3・通信速度の高速化等を図るシステムである。

なお、運航情報とは、各航空機の飛行計画及び飛行情報、気象情報等である。



* ATMC(航空交通管理センター)

日本全国の航空交通状況や空域の運用を一元的に把握・管理する機関

* FDMS(飛行情報管理システム)

札幌、東京、福岡及び那覇の各管制部に係る飛行計画情報等を管理・処理し、運航票等航空交通管制に必要な情報を提供するシステム

* CADIN 端末 FIHS 端末の大きな相違点

- 1. システム障害時に東京または関西 F I H S で相互バックアップが可能となった。また、端末が汎用パソコン化され、障害時に迅速な対応が可能となった。
- 2. 通信回線の種類が替わり、通信回線費用の維持コストが3分の1強に縮減
- 3. 通信速度が 4800b/s から 128kb/s に高速化

職員の国等との人事交流

1. 業務運営の効率化に関する年度計画
 (2) 人材の活用に関する年度計画

19年度計画

内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

19年度 職員数 *役員を除く

	学 科	実 科	総務課	会計課	教務課	整備課	運用課	計
宮崎本校	12	16	12	8	4	6	4	62
帯広分校	—	14	6	—	—	4	3	27
仙台分校	—	15	7	—	—	4	3	29
計	12	45	25	8	4	14	10	118

19年度 職員の転入・転出 *航大内部異動を除く

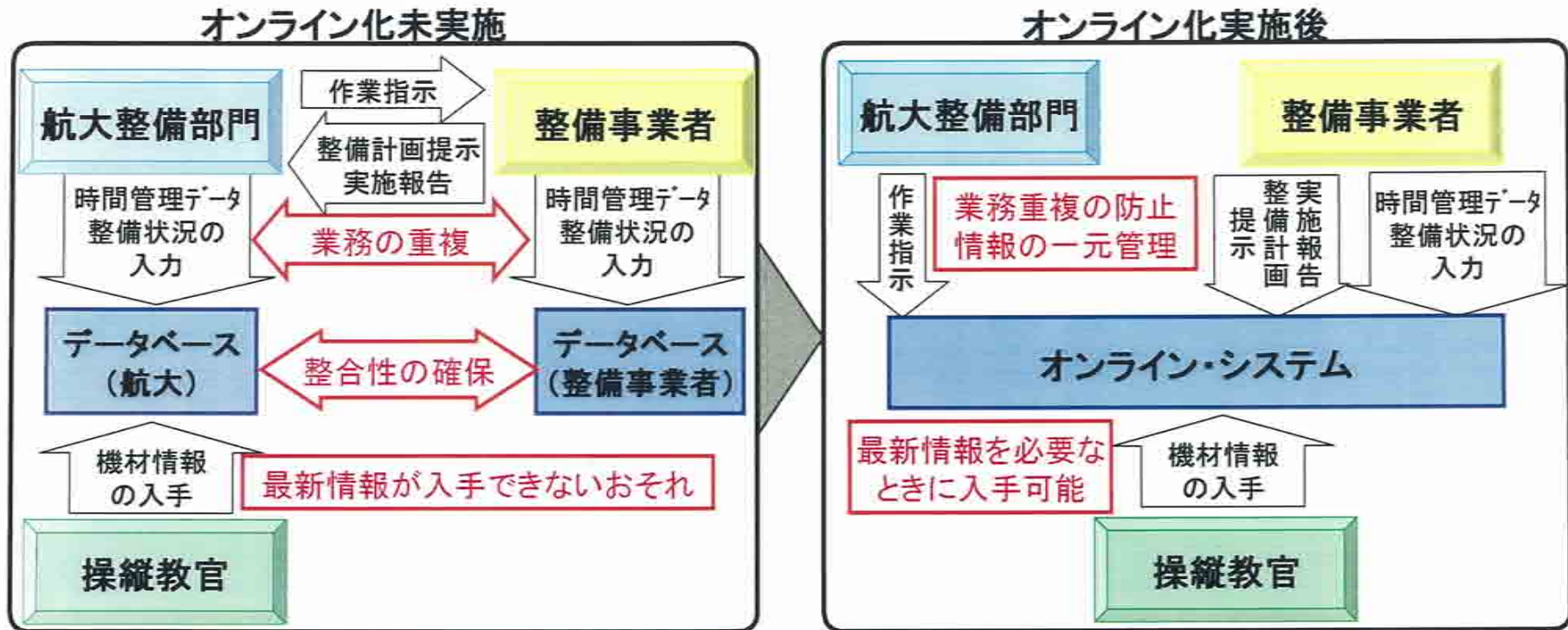
	学 科		実 科		総務課		会計課		教務課		整備課		運用課		計
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	
宮崎本校	—	—	3	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	18
帯広分校	—	—	2	1	3	2	—	—	—	—	1	—	—	1	10
仙台分校	—	—	1	—	2	1	—	—	—	—	—	—	2	2	8
計	—	—	6	2	7	5	2	2	1	1	2	1	3	4	36

19年度国等との人事交流
 計22名
 118名中の約20%

平成19年度
 指数・目標値の
 達成度

指数・目標値の10%、12名を超える成果を得た。

整備管理情報のオンライン化について



オンライン化する整備情報及び効果

情報の種類	オンライン化による効果
飛行時間集計表	①業務重複の防止 ②情報の一元管理
月間、週間及び日々の整備実施計画表	③確実かつ迅速な整備作業の実施
整備(機材、重要な装備品)作業指示表	④関係者間の確実かつ適切な情報共有

平成19年度教官定期審査等実績表

操縦教官定期審査

宮崎本校 (11名)

教官	審査日	審査官	合否
1	5月22日	教頭指名	合
2	6月28日	教頭指名	合
3	7月25日	首席	合
4	7月25日	首席	合
5	9月27日	首席	合
6	11月15日	首席	合
7	12月4日	首席	合
8	12月10日	首席	合
9	12月10日	首席	合
10	1月15日	首席	合
11	2月8日	首席	合

仙台分校 (12名)

教官	審査日	審査官	合否
1	4月17日	首席	合
2	4月17日	首席	合
3	4月19日	次席	合
4	7月6日	首席	合
5	7月6日	首席	合
6	7月9日	次席	合
7	7月9日	次席	合
8	9月21日	首席	合
9	11月14日	首席	合
10	1月9日	首席	合
11	1月9日	首席	合
12	2月14日	次席	合

帯広分校 (10名)

教官	審査日	審査官	合否
1	3月13日	首席	合
2	2月25日	次席	合
3	3月13日	首席	合
4	5月10日	次席	合
5	1月29日	首席	合
6	1月29日	首席	合
7	9月21日	首席	合
8	9月28日	次席	合
9	9月26日	次席	合
10	12月20日	首席	合

FTD教官定期審査

宮崎本校 (2名)

教官	審査日	審査官	合否
1	5月25日	教頭指名	合
2	3月19日	首席	合

仙台分校 (1名)

教官	審査日	審査官	合否
1	10月9日	首席	合

操縦教官任用審査

宮崎本校 (2名)

教官	審査日	審査官	合否
1	6月28日	教頭指名	合
2	11月20日	首席	合

仙台分校 (2名)

教官	審査日	審査官	合否
1	6月8日	首席	合
2	8月23日	首席	合

帯広分校 (2名)

教官	審査日	審査官	合否
1	5月22日	次席	合
2	9月28日	次席	合

帯広フライト課程における新旧シラバスの比較

フェーズ	科目	旧 シラバス			新 シラバス		
		標準教育時間	合計	追加教育 上限時間	標準教育時間	合計	追加教育 上限時間
I	空中操作 離着陸 基本計器	6 時間	9時間	-	6 時間	9時間	1時間
		3 時間			3 時間		
		-			-		
II	空中操作 離着陸 基本計器	4 時間	9時間	1.5時間	4 時間	9時間	1時間
		4 時間			4 時間		
		1 時間			1 時間		
III	空中操作 離着陸	3.5時間	8時間	2.5時間	3.5時間	8時間	2時間
		4.5時間			4.5時間		
IV	空中操作 離着陸 基本計器	4.5時間	11時間	-	4.5時間	11時間	2時間
		6.5時間			6.5時間		
		-			-		
V	空中操作 離着陸 基本計器 航法	2 時間	14時間	2時間	2 時間	14時間	2時間
		3 時間			3 時間		
		2.5時間			2.5時間		
		6.5時間			6.5時間		
VI	空中操作 離着陸 基本計器 航法	1 時間	14時間	2.5時間	1 時間	14時間	3時間
		2 時間			2 時間		
		1.5時間			1.5時間		
		9.5時間			9.5時間		
VII	空中操作 離着陸 基本計器 航法	2.5時間	11.5時間	1.5時間	2.5時間	11.5時間	4時間
		3 時間			3 時間		
		1.5時間			1.5時間		
		4.5時間			4.5時間		
合	計		76.5時間	10時間		76.5時間	15時間

資料 2-2 (2/2)

追加教育時間使用実績の推移

追加教育総飛行時間

注)新シラバス適用の影響を受けるのは太枠内部分である。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
帯広・宮崎フライト課程	23.5時間(8名)	66.8時間(24名)	117.8時間(26名)	157.4時間(44名)	203.8時間(60名)
仙台フライト課程(多発)	68.5時間(28名)	74.8時間(31名)	58.2時間(25名)	47.0時間(16名)	46.0時間(20名)
仙台フライト課程(計器)	82.5時間(20名)	76.3時間(24名)	67.4時間(20名)	50.0時間(20名)	78.0時間(12名)

実施者1人あたりの平均追加時間

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
帯広・宮崎フライト課程	2時間56分	2時間47分	3時間28分	3時間35分	3時間20分
仙台フライト課程(多発)	1時間55分	2時間25分	2時間20分	2時間56分	2時間20分
仙台フライト課程(計器)	3時間07分	3時間11分	3時間23分	2時間30分	6時間30分

追加教育実施人数割合

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
帯広・宮崎フライト課程	6.2%(8/129)	15.7%(24/153)	17.7%(26/147)	28.0%(44/157)	36.6%(60/164)
仙台フライト課程(多発)	40.6%(28/69)	52.5%(31/59)	37.9%(25/66)	25.4%(16/63)	28.2%(20/71)
仙台フライト課程(計器)	41.7%(20/48)	42.1%(24/57)	31.3%(20/64)	31.3%(20/64)	17.9%(12/67)

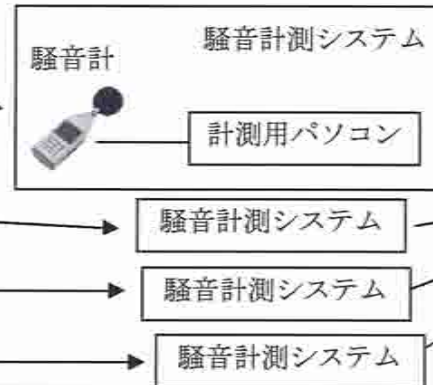
平均追加時間の総訓練時間に対する割合

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
帯広・宮崎フライト課程	1.9%	1.8%	2.2%	2.3%	2.1%
仙台フライト課程(多発)	7.8%	10.1%	9.7%	12.2%	8.5%
仙台フライト課程(計器)	7.6%	7.8%	8.3%	6.1%	15.1%

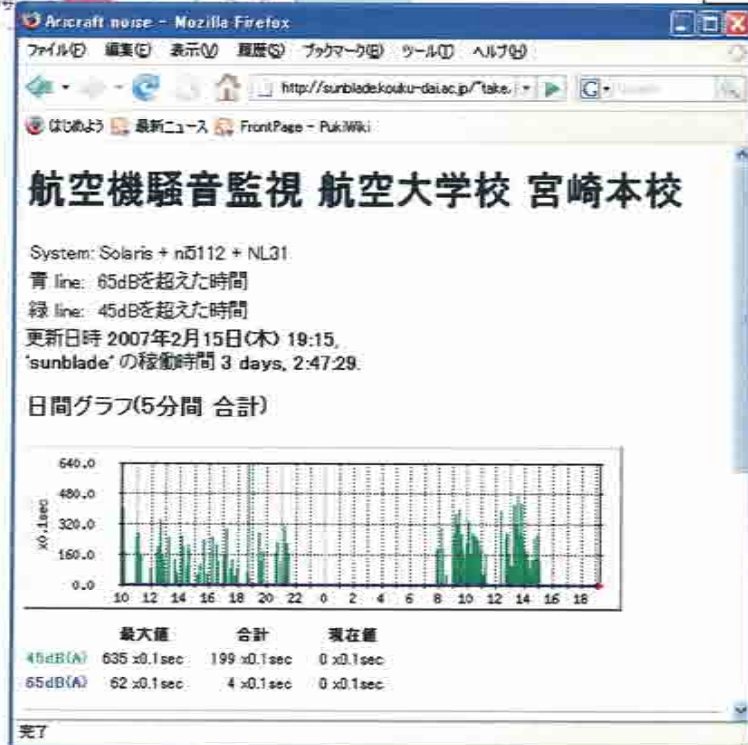
小型航空機の運航に関する研究

騒音計測システムの構築

目的 航空機の運航に伴い生ずる騒音をリアルタイムで監視・記録する可搬型システムを構築し、各種騒音評価法を利用した検討や騒音特性の解明を行い、騒音計測システムを確立する。また、インターネットを利用した騒音情報提供システムの構築を目指し、騒音マップを作成する。同時に学生教育に活用できる教材システムを提供する。



- サーバコンピュータ
◎作成ソフトウェア
- ・騒音継続時間計測
 - ・機体数の計測
 - ・周波数解析



利用者端末の表示例



訓練機の基礎特性に係る情報集積システムの研究

目的 訓練機の飛行姿勢(ピッチ、ロール、方向、位置)を記録し操縦教育に活用できるシステムを構築する。

現状と今後

姿勢記録装置の構築を行った。またデータ解析ソフトを作成した。
 今後は訓練機に搭載し飛行データを蓄積するとともに、操縦教育に活用できるようにソフトウェアの構築をすすめる。



訓練機

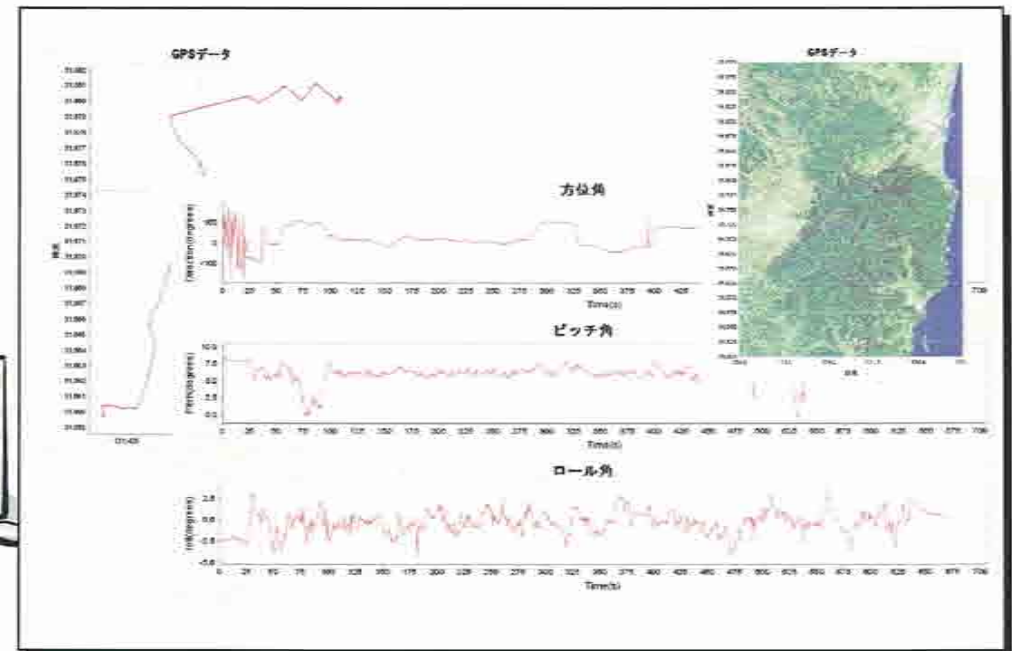


操縦教育に活用



- 飛行特性を解析することにより、有効な操縦技術(指導方法)の確立に役立てる。
- 操縦方法の問題点を抽出し、個別指導に活用する。

データ解析画面



資質の高い学生の確保

1. 過去5年間の受験者数等の推移

入学年度	受験者数 (出題数) 名	対前年比	一次試験			二次試験			三次試験			最終倍率 倍
			受験 名	合格 名	合格率	受験 名	合格 名	合格率	受験 名	合格 名	合格率	
H16(51回生)	658	137.66%	644	379	58.85%	374	111	29.68%	110	72	65.45%	8.94
H17(52回生)	615	93.47%	598	318	53.18%	312	87	27.88%	87	72	82.76%	8.31
H18(53回生)	632	102.76%	618	317	51.29%	309	86	27.83%	86	54	62.79%	11.44
H19(54回生)	687	108.70%	660	346	52.42%	338	86	25.44%	106	72	67.92%	9.17
H20(55回生)	653	95.05%	630	346	54.92%	336	89	26.49%	88	72	81.82%	8.75

2. 過去5年間の就職率

平成20年5月末現在

卒業年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
卒業生数	48名	57名	63名	63名	63名
就職者数	48名	56名	63名	63名	61名
就職率	100.0%	98.2%	100.0%	100.0%	96.8%

総合安全推進方針

(誓い)

1. 「安全は全てに優先する」理念を基調に、教職員・学生一同は、不幸にして起こった過去の航大機事故の教訓を生かし、自ら律して航空安全の確保に万全を期することを誓う。

(安全の確立)

2. 航空安全はこれを支える安全管理システムの構築とこれに携わる人の安全意識の向上によって確立される。

(安全管理システムの構築)

3. 学校の組織・制度、規程・要領を適正に整備し、各部門の緊密な連携のもと業務が円滑に実施できる安全管理システムを構築する。また安全管理担当者の育成を行う。

4. 教官、整備・運用職員は、無理のない計画、入念な準備、ルーティンワークの確実な実施を基本に航空安全を確保する。

(安全意識の向上)

5. ヒューマンファクターは事故のもっとも大きな要因である。教官、整備・運用職員及び学生は、日常的な注意喚起をもって安全への緊張感を持続するとともに、安全教育、安全講習等によって安全意識の向上を図る。

6. 教官、整備・運用職員は安全への関わりと自らの役割の重要性を認識するとともに、現場における業務上の創意工夫を求め、評価し、広く安全対策に活用することなどにより、安全性を高めるとともに安全意識の向上を図る。

(祈念の日)

7. 7月11日を「航大安全祈念の日」と定め、同日を含む1週間を「航大安全週間」として、教職員・学生が安全への誓いを新たにする節目とする。

(学生の安全教育)

8. 学生の教育訓練においては、学生自らが単独飛行の機長として安全飛行の責任を有することを自覚させるとともに、将来エアライン機長として航空安全を担うための基礎知識と方法を教授し、パイロットとしての安全意識の育成を促す。

(航空安全推進への寄与)

9. 航空大学校と小型機を運航している事業者等との間において各々が持つ安全に関する情報等を積極的に交換することにより、わが国の操縦訓練の安全性向上を図る。

平成 19 年度安全業務計画

(総合安全推進会議)

	計画事項	実施要領	実施時期
1	安全業務運営の主導的役割	<ul style="list-style-type: none"> 各校の環境及び課程等を考慮し、実効性／独自性が期待される安全業務計画の立案を促すよう各校安全委員会を指導する。 同計画の進捗状況について半期毎に確認を行い、安全の達成度を把握・評価するとともに、職員等の安全意識の更なる啓蒙にあたる。 円滑性及び実効性を高めるため、安全管理業務の要領について関係職員等に指導する。 	通年
2	総合安全推進会議の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 3校の横断的な連絡調整にあたる。 安全管理体制を強化する観点から、安全管理規程をレビューする。 運航関係職員等の間において情報の共有化を図る。 	通年
3	安全総点検	<ul style="list-style-type: none"> 「航大安全週間」に、施設及び業務等に対する安全総点検を行う。 	7月
4	他機関との情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 小型機運航機関等と安全に係る情報交換を行い、飛行訓練における安全の向上に努める。 	通年
5	安全監査	<ul style="list-style-type: none"> 各校に対し安全監査を実施する 	10月(帯) 11月(仙) 2月(宮)
6	安全研修	<ul style="list-style-type: none"> JAL、ANA、自衛隊等において安全管理に係る研修を行い、安全管理担当者の育成を図る。 	年2回

国土交通省操縦職員の技量保持等の定期訓練

〔定期技量保持訓練〕

訓練機 : ビーチクラフト式A36型
 訓練場所 : 宮崎本校 ・ 帯広分校
 訓練内容及び時間 : 飛行前教育 2時間00分 飛行訓練 2時間00分
 訓練実施日 : 平成20年2月28日～3月28日
 訓練者数 : 8名

訓練実施日	訓練場所	座学教育	飛行訓練
平成20年2月28～29日	宮崎本校	A36型機取扱 およびシステム (2時間00分)	1. 空中操作訓練 (1時間00分) 2. 連続離着陸訓練 (1時間00分)
平成20年2月28～29日	宮崎本校		
平成20年3月6日	宮崎本校		
平成20年3月6～7日	宮崎本校		
平成20年3月27～28日	宮崎本校		
平成20年3月27～28日	宮崎本校		
平成20年3月28日	帯広分校		
平成20年3月28日	帯広分校		

〔技量拡張訓練〕

訓練内容及び時間 : 飛行訓練 30時間00分
 訓練実施日 : 平成19年10月26日～11月29日
 訓練者数 : 1名

訓練実施日	訓練場所	飛行訓練
平成19年10月26日～ 11月29日	帯広分校	教育証明資格取得のための 訓練 (30時間00分)

航空安全行政への技術支援

【民間操縦士養成機関連絡会議の開催状況】

	開催月	テーマ	出席機関数
第1回	H18.6	①今後の操縦士養成について ②パイロット人材養成の目標	15
第2回	H19.2	①指定養成施設の審査について ②座学視聴覚教材等の活用について	20
第3回	H19.12	①各大学の養成計画について ②主な航空会社の操縦士採用計画について	20

航空思想の普及、啓発のための行事

イ. 「空の日」行事等

○ 航空大学校「空の日」行事は、3校とも恒例の行事として浸透してきており、今年度も地域との融和を図り様々なイベントを実施した。

宮崎本校 例年どおり宮崎空港「空の日」行事に参加し、「航空教室」「紙ヒコーキ大会」等を実施するとともに、19年11月に都城市で開催された「スカイレジャージャパン'07」にも参加し、地域との融和、PRに努めた。

帯広分校 とかち帯広空港「空の日」記念航空まつりに参加し、「紙ヒコーキ大会」等を実施するとともに、稚内空港で開催された「空の日」行事にも参加し、地域との融和PRに努めた。

仙台分校 仙台空港「空の日」行事に参加し、「航空教室」等を実施し、地域との融和、PRに努めた。

ロ. 航空教室の開催等

宮崎本校

実施日	行 事 等	参加者数
19年 7月 5日	宮崎青年会議所メンバー等 (市民航空講座)	90名
7月13日	宮崎市立佐土原中学校 (航空教室)	43名
7月21日	宮崎科学技術館「航空教室」 (航空教室)	52名
7月27日	米国航空青年団 (航空教室)	15名
7月30日	宮崎県立南高等学校 (航空教室)	17名
10月12日	赤穂経営者協会 (市民航空講座)	18名
12月22日	宮崎科学技術館「航空教室」 (航空教室)	32名
	参考 12/6 月見ヶ丘幼稚園お弁当会 (地域との親睦)	園児23名

資料 2 - 8 (2/2)

帯広分校

実施日	行 事 等	参加者数
19年 7月 2日	以平・泉地区町内会員 (市民航空講座)	15名
9月 17日	第2回とかち帯広アカデミーフェスタ (航空教室)	200名
10月 31日	帯広市立西陵中学校 (航空教室)	6名
11月 8日	帯広ひまわり幼稚園 (航空教室)	88名
12月 7日	帯広刑務所 (航空教室)	6名
12月 11日	以平・泉地区町内会員 (市民航空講座)	6名
20年 3月 18日	帯広少年院 (航空教室)	5名
3月 26日	帯広商工会議所 出先帯広会 (航空教室)	26名

仙台分校

実施日	行 事 等	参加者数
19年 6月 7日	航空保安大学校研修生 (航空教室)	20名
7月 13日	宮城高等専門学校 (航空教室)	38名
7月 24日	名取市相互台公民館 (市民航空講座)	18名
8月 6日	尾花沢小学校 (航空教室)	25名
10月 23日	大河原町交通安全母の会 (市民航空講座)	31名
11月 1日	手をつなぐ親の会 (市民航空講座)	25名
11月 8日	玉浦小学校 (航空教室)	16名
11月 19日	航空保安大学校研修生 (航空教室)	22名
11月 22日	玉浦小学校 (航空教室)	16名
12月 11日	宮城高等専門学校 (航空教室)	46名
20年 3月 11日	荒浜保育所 (航空教室)	42名

予算、収支計画及び資金計画の年度計画額に対する実績額の差額

【別紙 1 予算】

1. 一般勘定

(1) 収入

- ①施設整備費補助金 ▲1百万円
施設整備に係る契約差額等による減である。
- ②業務収入 +12百万円
政府受託収入等による増である。

(2) 支出

- ①教育経費 +79百万円
運航経費増加等に伴う執行増による増である。
- ②人件費 ▲2百万円
人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。
- ③施設整備費 ▲1百万円
前記「予算 1. (1) ①」と同じである。
- ④一般管理費 +11百万円
事務室レイアウト変更等に伴う執行増による増である。

2. 空港整備勘定

(1) 支出

- ①人件費 ▲9百万円
人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。
- ②一般管理費 +15百万円
危機管理室整備等に伴う執行増による増である。

【別紙2 収支】

1. 一般勘定

(1)費用の部

①一般管理費 ▲93百万円

施設整備に係る契約差額等の減（▲1百万円）及び施設整備費での資産取得による費用に計上されない額（▲92百万円）等による減である。

②減価償却費 +1百万円

減価償却費の増である。

③教育経費 +88百万円

主として、運航経費増加等に伴う執行増による増である。

④人件費 ▲2百万円

人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。

⑤財務費用 +1百万円

ファイナンスリースによる支払利息の増である。

(2)収益の部

①運営費交付金収益 +51百万円

平成18年度の収益額（+76百万円）、今期取得の航空機部品の見返金（▲9百万円）及び固定資産の見返金（▲16百万円）等による増である。

②施設費収益 ▲93百万円

施設整備に係る契約差額等の減（▲1百万円）、施設整備費の資産取得により費用に計上されない額（▲92百万円）等による減である。

③業務収益 +11百万円

政府受託収入等の増である。

④資産見返運営費交付金戻入 +23百万円

たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑤資産見返物品受増額戻入 +2百万円

国から引継いだ、たな卸資産の今期使用額及び評価損等による増である。

⑥雑益 +1百万円

雑収入等による増である。

2. 空港整備勘定

(1)費用の部

①一般管理費 ▲6百万円

執行増(+15百万円)及び資産取得により費用に計上されない額(▲21百万円)等による減である。

②人件費 ▲9百万円

人事交流による新陳代謝及び執行残等の減である。

(2)収益の部

①運営費交付金収益 ▲15百万円

平成18年度の収益額(+6百万円)、今期取得の固定資産の見返金(▲21百万円)等による減である。

【別紙3 資金計画】

1. 一般勘定

(1)資金支出

①業務活動による支出 ▲12百万円

人件費の執行残、一般管理費及び教育経費の執行増(+88百万円)、固定資産等の取得等による増減(▲13百万円)、貯蔵品の減(▲25百万円)及び未払金等の支払年度と発生年度の相違等(▲63百万円)により減となったものである。

②投資活動による支出 ▲67百万円

施設整備費による固定資産の減耗回復のための費用相当額等の減(▲9百万円)があり、一般管理費及び業務経費による固定資産の取得等による増減(+13百万円)及び未払金等の支払年度と発生年度の相違等(▲72百万円)により減となったものである。

③財務活動による支出 +13百万円

ファイナンスリース返済による増である。

(2)資金収入

①業務活動による収入 +8百万円

政府受託収入等の増である。

②投資活動による収入 + 8百万円

施設整備に係る契約差額等の減(▲1百万円)があったが、未収金等の入金年度と発生年度の相違等(+6百万円)及び固定資産売却収入(+3百万円)により増となったものである。

2. 空港整備勘定

(1) 資金支出

①業務活動による支出 ▲24百万円

人件費の執行残及び一般管理費の執行増等による増(6百万円)、固定資産等の取得による減(▲22百万円)及び未払金等の支払年度と発生年度の相違等(▲8百万円)により減となったものである。

②投資活動による支出 +10百万円

固定資産の取得(+22百万円)があり、未払金等の支払年度と発生年度の相違等(▲12百万円)により増となったものである。